

通話録音装置等購入費補助金の御案内

高齢者を狙った特殊詐欺被害や消費者トラブルを防止するため、購入費の一部を助成します！



親族を装った「オレオレ詐欺」や「架空請求詐欺」「還付金詐欺」など、言葉巧みに高齢者から金品をだまし取ろうとする特殊詐欺や、悪質商法などによる消費者トラブルが社会問題になっています。また、全国では電話をかけ、家族構成や資産状況、在宅時間などを事前に聞き出した上で犯行する、「アポ電（アポイント電話）強盗」などの組織的な強盗事件が複数発生しています。



黒部市では、こうした被害を未然に防止するため、被害防止対策として有効な通話録音装置等について、購入費の一部を助成します。

補助対象となる方

65歳以上で黒部市にお住まいの方（住民基本台帳に記録されている方）

補助対象となる機器

1 通話録音装置

固定電話機に取り付けて自動的に通話内容を録音する装置で、着信時に通話内容を録音することを相手に伝える機能を有する機器

2 着信拒否装置

固定電話機に取り付けて、管理サーバー登録された迷惑電話番号として登録された電話番号からの着信を自動で判別し、点灯により通知する機能を有する機器

3 以下の2機能を内蔵する固定電話機

- (1) 電話着信時に「通話内容を録音すること」を自動で相手に伝える機能
 - (2) 自動的に通話内容を録音する機能
- (注) 両方の機能が内蔵されていることが必要です。

※ 購入する機器が補助対象となるか不明な場合は、事前にご相談下さい。

補助金の額：購入経費の3/4(上限10,000円)

申請手続き

1 申請窓口

黒部市消費生活センター（黒部市役所 市民環境課内）

2 受付日時

月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分までの間

3 申請時に必要なもの

- (1) 以下の内容が記載された機器の購入に係る領収書（レシート）の写し
・申請者の氏名、品名、販売事業者名、購入日
- (2) 商品カタログその他購入した機器の機能が確認できるもの
- (3) 住民票（謄本）の写し
- (4) 通帳など振込口座が分かるもの

※ 必要に応じて、その他書類の提出を求める場合があります。



【問合せ先】黒部市消費生活センター（☎54-3198）、黒部市 市民環境課（☎54-2501）